

■ ガードポストの認定基準の一部改正について

- 1 適用 } 現行のまま
2 種類 }

3 材料等

- (1) ガードポストの各部に使用する材料は、次の表の左欄に掲げる構成部分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規格に適合するもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならぬ。

| 構成部分 | 規 格 | |
|------|---|---|
| | 材料が鋼製のもの | 材料がアルミニウム合金製のもの |
| 本 体 | 日本産業規格G3444（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるSTK400又は日本産業規格G3466（一般構造用角形鋼管）に定めるSTKR400の規格 | 日本産業規格H4100（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）に定めるA6063Sの規格又は日本産業規格H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に定めるA5052Pの規格 |
| 取付金具 | 日本産業規格G3101（一般構造用圧延鋼材）に定めるSS330の規格 | |

- (2) ガードポストの各部は著しい損傷、変形又は腐食のないものでなければならぬ。

【解 説】

- (1) (1)の本文中「機械的性質」とは、特に「引張強さ」を指すものである。
(2) (2)の「著しい損傷、変形」については、第1章1節の3の(2)と同趣旨である。

以下現行のまま